

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（398）
2. 日時：令和4年10月7日 13時45分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、
秋本安全審査官、小野安全審査官、大塚安全審査官、
上田審査チーム員、長江技術参与

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他6名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）※、他2名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（DB07 r. 5. 0）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（DB07-9 r. 5. 0）
- （3）泊発電所3号炉 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止
- （4）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第24条 安全保護回路（DB24 r. 5. 0）
- （5）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第24条 安全保護回路（DB24-9 r. 5. 0）

(6) 泊尧電所 3 号炉 第 24 条安全保護回路

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	それでは北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可申請の第7条、発電用原子炉施設への人の、
0:00:12	不法な侵入等の防止、
0:00:14	あと、第20条の安全保護回路に係るヒアリングを開始します。
0:00:19	まず、第7条から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。
0:00:25	それでは北海道電力から前回のヒアリングのコメント回答をお願いします。修正箇所はすべてご説明いただく必要ありませんので、代表的な箇所をですね中心に、ご説明をお願いします。
0:00:38	北海道電力の金田でございます。本日もよろしくお願いいたします。
0:00:43	9月の6日と13日の2日に渡で行いましたデービーのヒアリングのうち、
0:00:51	7条と24条について、ヒアリングを踏まえまして、まとめ資料等の修正を行っております。
0:00:58	大きな修正点につきましては、まず最新知見を取り込むということで、我々の認識少しやはりちょっとすぐあったようで、可能な限り最新試験っていう意味で女川だと女川の方に寄せるとかっていう形で、
0:01:12	修正をかけております。またまとめ資料、比較表ですけれども、比較表の並びを、
0:01:18	大飯、女川泊という形ですべてこれ他のやつもすべてそうですけれども、書いております。あとは断然だとかそういうことについても修正しております。
0:01:27	それぞれ7条については、5分程度、24条については10分程度で説明させていただこうと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは七条の方から始めます。
0:01:39	はい、北海道電力の吉田でございます背7常設変更点、いただいたコメントを対応しました変更点について説明させていただきます。
0:01:48	比較表の方でご説明したいと思いますが、まず表紙とかご覧いただきますと
0:01:54	公開できませんの文言を変えましたというようなことから、その辺の文言統一してますというようなところがございましてそういう変わったところ、黄色くマーキングをしているという状態になっております。
0:02:06	7-1ページの方にも黄色マーキングしてますが、こちらの方は、
0:02:12	清高野んタイトルがですね、以前は既許可いただいてるものに合わせてたんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:21	手順書の記載が、具体、1-2の中の具体的には括弧2であるというところを踏まえまして、その場所を変えているというような変更をしております。で、
0:02:30	逆に沿い以前はそういう理由があったんですけど、相違がなくなってますねそういう理由がなくなったというような変更を加えております。
0:02:39	7-2 ページは、泊発電所等を女川発電所の名称が違うというようなところをしっかりとマーキングしてなかったというものでございまして修正するというようなことをしております。
0:02:51	続きまして5ページの7-5まで行っていただきまして、
0:02:56	こちら、いただきましたコメントの行ずれをは戻すこと、修正することというのをいただいてまして、ここでまたが黄色くなってますけどこちらの方は、
0:03:07	開業していなかったというようなところがありまして直して、さらに、全体的に字が少しずれてましたので修正し、比較しやすくするというふうなことをしております。
0:03:17	で、
0:03:18	7ページの方に行っていただきますとこちら別のコメントで、
0:03:25	A p p管理者と、炉主任について業務の内容を確認することというコメントをいただいておりまして、それを踏まえて確認いたしまして、実際にやってる内容というのは、
0:03:37	女川さんと同じということになりますので、表現の方を修正させていただいて、P P管理者の方、表現修正して、炉主任については、各号炉前行きますよということがわかるように、各号炉という言葉を追加したと。
0:03:52	また業務の内容をよく確認することというコメントも併せていただいておりまして、
0:03:57	全体確認させていただいた中で、副本部長というものが、当社の方は補佐と
0:04:04	本部長補佐しますよということを書いてたんですけど
0:04:07	本部長がいないときは代行もしますというところをちょっと補佐という言葉に含めてたつもりなんですけどちょっとわかりにくいかなというので、主追記するというような形をとらせていただいております。
0:04:18	8ページ目以降ぼつぼつと色ついてますが、こちらも場所、
0:04:23	段ずれとかを修正して、場所を変えましたというものとなっておりますんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:28	こちらは爆発物というところ、黄色く色を塗っておりますけどこちらご指摘、
0:04:34	いただいております件でして東北電力さんの方に確認いたしましたところ、前半の部分、設置許可、
0:04:42	添付資料になる部分については、
0:04:46	直接、設置許可基準を受けた部分箇所等で爆破物と解釈と同じ表現を使うと、ただこの後半、この
0:04:55	本資料で言いますと7の比較表の7-8から先にくっついての、
0:05:00	補足説明については、より一般的な表現として、爆発物という表現を使うというふうに整理されているというふうに伺いまして、そちらに合わせて表現を修正させていただいております。
0:05:11	その他ちょちょこと色ついてますがこちら美玖修正して見比べたところに言葉が、重き持ち込み
0:05:19	防止措置じゃなくて、持ち込みの防止措置とか、所味が抜けてるというようなことを今更で大変お恥ずかしいんですけど確認させていただきまして修正を加えていると。
0:05:28	いうものでございます。で、一番下の、電気通信回路髓電気通信回線というところはですね、全体的に電気通信回線と表現なってまして一応名和さんに確認したら、
0:05:40	これは特重の申請では修正してますというようなごコメントいただいておりますんで先行して修正、表現を統一するというようなことをさせていただいております。
0:05:49	続きまして、10ページの方になります。
0:05:53	こちらも基本的に同じです。
0:05:55	言葉を、表現を直しましたという程度のものと、
0:05:59	爆発物やかと言ってたけど家ではなくて及びで統一するとかそんなこと小さなことをしておりますんで、
0:06:06	そういう理由の色をつけてますのは、
0:06:09	丸をつけましたとだけ書いてたんでもうちょっと、
0:06:12	全体的に比較表として、後から見てもわかりやすくした方がよかろうというふうに考えまして、括弧の中にはというような言葉を追記した、そういう理由が変わったわけではございますね。
0:06:24	続きまして7-11ページ。
0:06:27	これは全体に対してコメントいただきまして、比較できるものはすべて比較することというご指摘の中で、大井さんの方がですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:36	半分以上機微情報なんですけれども、区域の境界についての
0:06:41	説明をされてましたんで、
0:06:43	内容的に文章の部分は、何度も繰り返されてます設計方針と同じことを記載されてることで、機微情報の方はご覧なってる内容については
0:06:54	ここにあって反映する必要はないかなというふうに判断しまして、入れておりませんと。
0:06:58	で、しかもこれちょうど、
0:07:01	現状の庄野と中に入ってきてますんで比較しにくかったんで抜いてたんですけれども、すべて入れることということで間に入れましたという形で、こちらの方に機会をふやしたと。
0:07:15	7-12 ページこちらも、
0:07:20	立ち入りと、失礼します。送りがなのような話になっておりますに対してはお話ではございます。修正言葉として統一をとりました。
0:07:28	いうものでございます。
0:07:31	7-13 ページに行ってくださいますと、基本的に、
0:07:36	すべて表現を統一しましたというようなものとなっております。で、もともと多いです。大井さんの方はって言ったページ、これ、
0:07:45	以前のお出しした比較表だと別ページだったんですけど、持ち込み確認の一部ですんで、同じページに入れましたということで比較対象としては変わっておりません。
0:07:55	で、7-14 ページ不正アクセス関係につきましても、
0:08:00	大井さんとね、
0:08:02	比較理由を少し、
0:08:04	内容と企画の理由そのものがちょっと機微情報みたいになってしまいましたけど説明はあった方がいいだろうということで追加させていただきました。
0:08:13	いうことになっております。以上、
0:08:15	いただきましたコメントに対する反映内容についてのご説明は以上となっております。
0:08:25	規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。では私から何点かまず確認させていただきたいと思います。
0:08:38	まず、比較表の7-2 ページをお願いします。
0:08:44	ちょっといきなり細かいことでちょっと恐縮なんですけども、
0:08:50	色の塗り方なんですけど、真ん中ですね、女川の記載で、女川原子力発電所2号炉ってところが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:00	緑になってるんですけどろろがですね、緑になっていないので、ここもしっかり緑にしてください。
0:09:08	あと昨日のS Eのヒアリングでも、ミヤモトの方からお伝えしてるんですけど、
0:09:15	変更箇所を色づけする場合は、
0:09:18	今回の比較表でいうと一番左の大井の比較表のところ、
0:09:22	大飯発電所3号炉及び4号炉というところも色に色をつけてください。
0:09:30	はい。北海道電力の吉田です
0:09:33	では、承知いたしました。ちょっとお聞きしたいんですが、この場合ですと大飯発電所3号炉4号炉は塗りやすくめれるんですけども、
0:09:42	そうでない箇所、
0:09:44	例えば、今ぱっと浮かぶ
0:09:47	ところだと。
0:09:49	そうですね、ぱっと浮かぶというほど浮かばないですね。
0:09:56	例えば7-8ページ。
0:09:58	なんか行きますと、
0:10:00	今お話ししました。
0:10:02	適応の7の8ページだとせず、
0:10:06	適応のための設計方針そのものになってきますと、かなり表現が違ってきているかと。
0:10:13	思いましてこういうエコ、こういう場合はどのように、
0:10:18	間塗りにくいところはどこまでを言えばよろしいでしょうかという、
0:10:32	規制庁大塚です。7の8ページでいうと、
0:10:39	そうですねこれは全体的に違うので、全部見、色を付けるっていう方向で、
0:10:45	よろしいですか。
0:11:01	宮本ですけど、
0:11:04	2ページとかはつけてください。4ページとかになると、
0:11:10	7-4ページとかになると、
0:11:13	どこまで合わせるかっていうのがちょっとわからないんですけどですね。
0:11:20	またデータ開業すれば、
0:11:23	合わせるのかな。
0:11:25	多分これも多分、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:28	違うところがあればぬれると思いますね。4 ページで今言われたページに関しては、
0:11:35	全く違うところについては、
0:11:38	そうですね色をつけてもらって、※で差異の理由というよりは、
0:11:44	記載、記載については
0:11:49	潜航
0:11:50	女川とオーナー、オーナー側に記載を統一するという表現を、
0:11:56	差異理由に入れてくれればいかなとだから色を塗ってもらった上で、細かくまでの連絡、細かく全体的にベタッと塗ってもらって、差異理由のところにオーナーオーナー側と記載を統一するというふうに書いてもらえればそれでいかなと思います。
0:12:18	規制庁大塚です。ではそのように、他の条文に関しても、色付けをお願いします。
0:12:25	すみません北海道の吉田でございます今おっしゃった色を塗るという例えばこの7-8 ページで言いますと、女川と泊でいうと、いる、そういう箇所が、
0:12:36	回線とか色しかないんですよ。なんですけど、
0:12:40	多いのと色違うところ全部乗ると、全部緑になってしまいますんで、大井だけ塗るというイメージでよろしいでしょうか。
0:12:55	北電からちょっと確認させていただきたいんですけども、
0:12:58	多分こういうタイプのやつ、結構あると思うんですよ。例えば女川の方に移っていくと、たとえ、大井の方とほとんど違ってしまいうようなこともありますので、それは先ほど宮本さんがおっしゃった通り、
0:13:09	方法をベタ塗りになっちゃったところについては、記載を女川日本に寄せたためにそういう形になってるってことがわかるような形にさせていただくってことですかね。
0:13:17	あんまり細かく1個1個こっちがやって何かこう違う会社、もう明らかに女川に合わせたところ、べろっとこれは女川に移ってますっていう形でもよろしい。はい、わかりましたありがとうございます。
0:13:33	すみません、北海道の吉田でございます。もう1点だけ細かい話ですすみませんが、今この7-8 ページで、
0:13:39	先ほど変更した電気通信回線とか色、
0:13:43	長殿沿いで緑に塗ってます。
0:13:46	大岩これは、
0:13:48	電気通信回線は色を塗るべきなのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:52	どっちなんだろうというところ。
0:13:54	これ、回線にいる色を塗るということですね。わかりましたありがとうございます。
0:14:03	規制庁大塚です。はい。それでは続きまして、7の8ページの、
0:14:12	先ほどの電気通信回線、
0:14:15	というところなんですけど、差異の理由として、表現の統一ということは、
0:14:21	ですけど、先ほど特重資料、
0:14:24	ていう、
0:14:26	東條資料との統一っていう話が出たんですけど。
0:14:30	何か他の条文にも出てきていて、
0:14:33	そこの統一っていうこと。
0:14:36	ここは記載してるんでしょうか。
0:14:40	北海道の吉江でございます田野常務24条でも確か改選があるって、本資料の、すみません今すぐどこも見つけれないんですけど、昆篠田中でもどこかで改選という言葉が、
0:14:53	使われていたかと。
0:14:57	思いまして、それを言ったつもりは少々お時間いただいて、7-14ページご覧ください。
0:15:09	2.6 不正なアクセス行為の3行目ぐらいに、電気通信回線を通じて、
0:15:14	妨害行為ムニャムニャというふうに、
0:15:17	表現をしておりますてここが、この辺と、全体として統一をしたというふうに考えております。
0:15:25	規制庁大塚です。承知しました。
0:15:38	規制庁大塚です。続きまして、7-11ページをお願いします。
0:15:46	ここの女川の欄なんですけど、
0:15:50	実際に女川のですねまとめ資料見に行ったところ、
0:15:55	この2ポツ2ポツ1の4行目ですね、防止しているの次に、もう一つパラグラフがあったんですけど、
0:16:04	これは記載も0でしょうか。
0:16:09	すみません北海道電力の吉田でございます藤。
0:16:12	大変恥ずかしながら全く気づい。
0:16:15	ておりませんでした。
0:16:17	もしよろしければ
0:16:19	資料のですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:20	番号というかその正式な、
0:16:23	資料の番号とか教えていただけると、我々、私が手持ちで私という か補、当社として持っていた資料でと、このバージョンだったものです から、ちょっと、
0:16:33	古かったのかもしれないと考えております。
0:17:11	規制庁大塚です。
0:17:13	女川2号のまとめ資料だとですね。
0:17:17	先ほどの箇所に、
0:17:19	今から読み上げますが、防護区域の障壁は鉄筋コンクリート造りその 他の
0:17:24	健康な障壁としている。また、
0:17:27	周辺防護区域及び立ち入り制限区域の境界には人が、
0:17:31	容易に侵入できないよう柵等を設置しているという、三行の記載があ りまして、その部分が抜けてますので、
0:17:38	まず女川の方に、
0:17:40	その記載を入れていただくのと、あと、
0:17:44	それを踏まえて、泊にその文言を入れるのかどうかを検討してくださ い。
0:17:49	はい。北海道電力吉田です。承知いたしました。
0:18:00	規制庁大塚です。続きまして7-13ページお願いします。
0:18:08	すいませんちょっとここマスキング箇所になりますのでご発言には、
0:18:12	お互い気をつけていただきたいんですけど。
0:18:18	差異理由の一番最初のところですね。
0:18:21	記載表現の相違、括弧表現の統一ってあるんですけど、
0:18:25	これは、このマスキング箇所の中にある。
0:18:30	丹後。
0:18:46	規制庁大塚です。今からですねマスキング箇所について発言しますの で、録音を一旦中断します。
0:18:56	それでは録音の方を再開します。
0:19:00	私の方からはとりあえず以上なんですけども、規制庁側から他に何かコ メントありますでしょうか。
0:19:09	長ミヤモトです特に追加のコメントはないですよ直ってると思います ので、引き続き大塚が言った箇所についてよく確認していただいて、
0:19:21	修正をお願いします。以上です。
0:19:28	規制庁オオツカです規制庁側から他によろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:36	規制庁の天野です。今の7の11ページですね、2-2の区域管理の
0:19:44	第2パラグラフ、
0:19:47	の件なんですけど、
0:19:49	私も
0:19:52	女川のまとめ資料。
0:19:55	まささっと見てすぐに気が付くような、
0:19:59	レベルなんですけど、
0:20:03	者として、
0:20:06	最新、先行プラントの最新のまとめ資料はどれかというのは、
0:20:11	これここの担当もあれなんですけど、
0:20:14	全体の最新バージョンをちゃんと管理できているのかっていう、このそ もそも論の前提が、
0:20:20	これがないと、
0:20:23	ここの作業を一体何をやってるのかっていうことになるんですけど。
0:20:27	そのあたりはどういう状況なんでしょうか。
0:20:34	北海道電力の石川でございます。
0:20:36	もちろん、最新版管理をしてるつもりなんですけど、今日ご指摘いただ いたことも踏まえまして、もう一度、車に変えてですね、最新版管理の 状況を改めて点検したいというふうに考えます。
0:20:50	ちょっと7条がちょっと、手元のやつが古いバージョンでっていうこと になると他の条文も同じような、
0:20:58	可能性があるんで、改めて、
0:21:02	衛藤さん。
0:21:04	今、他条文も最新版かどうかを確認していただいて、
0:21:10	ということでもよろしく申し上げます。以上にいたしました他条文も含め て、先行電力の比較
0:21:17	資料がですね最新であることを確認いたします。
0:21:24	はい。規制庁大塚です。
0:21:26	規制庁が株価よろしいでしょうか。はい。北海道電力の方から七条につ いて何かありますでしょうか。
0:21:40	北海道
0:21:41	特にございませぬ。
0:21:44	はい。規制庁大塚です。はい。よろしければ、続いてですね24条の方 のご説明申し上げます。こちらも全体をセット説明する必要ありません ので、代表的なもの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:54	を中心に説明をお願いします。
0:21:57	はい。北海道電力の林です。20条の説明を開始させていただきます。資料としては、パワーポイントの資料とまとめ資料と企画兵頭三つをお示ししてありますけれども、
0:22:08	今回の修正作業自体は3年比較表を用いて実施してきておりますので、比較表を用いて説明をさせていただきます。
0:22:15	まず前回ご指摘いただいた点3点ございますのでそちらの反映状況についてご説明いたします。1点目、比較表の24の5ページをご覧ください。
0:22:29	前回、
0:22:30	いただきましたコメントの一つで、
0:22:34	この
0:22:39	下から、
0:22:40	4ページの下から4行目、5行目ぐらいのところに女川さんの欄ですけれども、ソフトウェア及びハードウェア回路はという部分がございますで、ここ、すいません。
0:22:52	このハードウェア回路の部分について、
0:22:57	泊の方も同じように記載できないのかということで、ご指摘いただいております。
0:23:03	こちらについての回答になるんですけれども、前回、
0:23:08	ヒアリングの際にお話した際にちょっと私は、ハードウェアというふうには追記できないのかというふうにはちょっと勘違いしてここで少しQAのやりとりしてしまったんですけれどもここハードウェア回路ということで、これ意味としては、
0:23:21	アナログで構成されたロジック回路のことを指しておりますで、泊発電所の安全5、
0:23:27	回路につきましてはデジタルで構成されておりますので、ハードウェア回路が存在しないということでここは設備の相違で、と記載をしないということになっております。この点については以上になります。
0:23:38	続いて、二つ目のコメント回答させていただきます。24-38ページの方をご覧ください。
0:23:56	はい。24-38ページですけれども、
0:24:01	大井さんの欄に図1というものがございまして、前回9月6日時点の弊社の資料におきましてこの図1に相当するものを記載しておりませんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:14	こちらについて、大井さんと同等のものを記載するようにということでコメントをいただいております。こちらにつきましては、今回図1というものを設けさせていただいております。
0:24:25	この図1の内容なんですけれども、
0:24:29	24条につきまして大井さんをリファレンスプラントとしておりますので、青井さんとに相当するものをつけるということをまずは最初考えたんですけれども、女川さんがつけられている図面とも、
0:24:42	見比べたときに、女川さんがつけられている図面の方がより、この2点、この章で説明したい内容ですね安全保護回路の物理的分離対策についてご説明している。
0:24:54	章になるんですけれども、青井さんについては、一般的なUSBの取り扱いに関する注意事項についての図を付けられて概念的な図をつけられているんですけれども、女川さんはマスキングをした上で、より具体的な
0:25:09	発電所への対策内容について記載されているというところで、ここは、より最新の審査実績である女川さんを参照いたしまして、泊につきましても、泊発電所での具体的な物理的分離対策についてお示しする図をつけさせていただいております。こちらについての説明は以上です。
0:25:27	続いて、3点目の、コメント回答に移ります。ページ番号を前後してしまうんですけれども、24-14ページに戻ってください。
0:25:49	はい。24の、14ページの上段の方の параグラフになりますけれども、
0:25:58	大井さんのところで、
0:26:01	ゲートウェイを介して、1方向通信にすることによりというような記載がありまして、前回9月6日時点、泊の記載はこの大井さんと同じ記載を書かせていただいております。
0:26:12	前回のヒアリングにて、女川さんの記載とも比較したときに、翁長さんまた、
0:26:17	全く間違った趣旨の記載防護装置、通信状態を監視し、目的外の通信の遮断を介してというような記載になっていて、ここ、女川さんと同じように
0:26:29	かけるかけない或いは、
0:26:32	どういった理由で差異が出ているのかというところを説明するようにということで、ご指摘いただいております。
0:26:38	ここについての回答なんですけれども、
0:26:46	まず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:50	女川さんと全く同じに変えたら嘘になるかという、女川さんと全く同じに書くことも普通にはなりませんというのが前提にあるんですけれども、この
0:27:00	その頃はですね、泊発電所で行っているこの、
0:27:05	外部との通信に対するセキュリティ対策として、もともと大飯と同じもの書いちゃうんですけど大井さんと同じ対策もしていますと。
0:27:13	で、女川さんと同じ対策も、
0:27:17	さらにしていますと。
0:27:18	いう状況で、
0:27:21	どちらか一方やってるのではなくて、泊としてはどちらもやってるというのをまず念頭にあります。
0:27:26	で、その時にもともとはリファレンスである大井さんを参照して、大井花田と同じ記載を書いていたんですけれども、今回ここ、泊としてどういった記載すべきかというふうに考えたときに、
0:27:37	ちょっと今回または、この大飯でも女川でもない、また別の記載今回書かせてもらっていて、それが泊の欄に記載してまず防護装置、括弧、一方向のみに推進を強化する装置等というふうに今回、
0:27:50	記載を記載させていただきました。この意図はですね、大井さん、翁長さんと同じ対策をそれぞれしている上で、泊さらにもう一つ別の対策をしていてそれがこの
0:28:01	一方向の水通信をそ許可する装置というのをさらにつけてるというのが、泊発電所の対策の実態になっています。なので、伊佐の長さ比べるとまず対策が、より、
0:28:13	多層にしているという説明上の差異があった上で、
0:28:17	じゃあ今回泊は何と書くべきかというふうに考えたときに、ジャトマに三つの対策のうちどれが一番根幹の対策かという、実は大井さんの対策でもなく、女川さんの対策でもなく、もう一つやっているこの、
0:28:29	一方向のみに通信を強化する装置というのが、最も中心の対策として、施しておるものになりますので、今回これを泊発電所としては記載するのが適切というふうに、
0:28:41	判断して記載をお持ちしているものになります。
0:28:45	最後に
0:28:46	この括弧書きの許可する装置のおしり等というのをつけさせていただいたんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:52	まとまりのことだけ考えると、この等がなくても、この一方向に中心を許可する装置のみで、十分対策、
0:28:59	一層としてできているというふうに考えてるんですけども、それに加えて大井さん翁長さんと同じ対策もしているというこの多層に防護しているというところを表現したくて、ここは最後に藤というのを付けさせていただいているものです。
0:29:12	こちらのコメント回答は以上になります。
0:29:17	それから、次に、24-01 ページにまたちょっと戻っていただきたいんですけども、
0:29:32	目次の部分になりますけれども、目次のところで3ポツ別紙というところで、これ前回弊社として別紙を一つも付けない状態で資料をお持ちしてしまったんですけども、
0:29:45	前回のヒアリングの中で、これまでの審査の積み上げをしっかりと引き継いでいくっていうところも、重々認識できましたので今回別紙をつけさせて付けさせていただきました。
0:29:58	具体的なところは、24の54ページ以降になるんですけども、またページが飛びます。
0:30:13	24-54ページから別紙付けさせていただいてるんですけど前回のヒアリングの時にはですね、別紙1と2はつけなくても構わないけどもというようなご発言も、
0:30:24	規制庁さんの方からいただいてたんですけども、前回やっぱりやりとりを踏まえて、この別紙というものをしっかり
0:30:31	残していくことが大事だというふうにとらえて別紙1、2も含めてすべて今回つくらせていただいております。特にこの別紙の2と次の55ページになるんですけども、
0:30:44	別紙の2は、前回のヒアリングの時に、弊社該当がございませんのでつけてませんというところでそれはだったらつけなくてもいいけどというようなやりとりさせていただいたんですけども、
0:30:56	よくよく考えると、該当がないと、女川さんが別紙2でやったような検討と、同じようなことをやった上で当社該当がなかったということを、そういう理由に変えて別紙を作らないのか。
0:31:09	別紙2として作って、該当なかったと残すべきかで考えたときに、きちんと別紙2として、該当がないっていうこのプロセスを残すことが大事なのではないかなというふうに考えて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:20	今回別紙にも、やはり作らせていただくということで、お持ちしているものです。
0:31:26	別紙3以降は、
0:31:29	女川さんの記載をベースに、
0:31:33	弊社とですね、設備等の違いがあるところだけは修文しながら基本赤川さんの記載をベースに、すべて作成させていただいております、
0:31:42	一つ、代表的に差異が出るところでいうと、24-63ページ、別紙5ですね。
0:31:51	別紙5、
0:31:53	は、
0:31:58	全開連の翁長さんの資料延焼でいくと安全保護回路のちいデジタル処理部のある機器のシステムへ接続可能なアクセスについてというところで、ここは女川さんと弊社でのその設備の違いは大きい一番大きく出てくるべしかなというところで、
0:32:16	翁長さんは、制御装置自体がアナログでごく一部の設定値の部分だけがデジタルレストおっしゃっていてこのデジタルの装置自体もかなり古い型式のものを使われていて、保守ツールと外部から接続する接続もないというような装置使われていて、
0:32:32	外からつなぐ、後から現地でつなぐような場所、場所はありませんというのが女川さんの別紙になってるんですけども、これを泊発電所の場合に置き換える等泊発電所制御装置自体が、デジタルでそれなりに新しい
0:32:47	制御装置が入っていて、現地でも、ノートパソコンというか保守ツールをつなげば、一定程度の
0:32:57	保守操作というのを現地でもできるような仕様になっておりますので、そういった設備自体の違いがあった上で、
0:33:04	泊としては、現地でも、外付けの保守ツールとつなぐことができますけれども、いかにそれを
0:33:12	不正に接続させないようにしているかというところの管理状況を、別紙5で説明させていただいてるところで、内容は設備構成の中で大きくここは変わってくるんですけども、
0:33:24	どうやって現地で不正な接続を防ぐかということで、資料を作らせていただいております。
0:33:30	別紙についての説明はこれだ、これ以上にさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:34	あと、こっから先は前回直接 24 条で指摘を受けたわけでは、内容ではなくてその他の DB 条文等で、ご指摘いただいた内容を反映してきましたという内容をご説明させていただきますもう一度、24-01 ページの目次に戻ってください。
0:33:53	目次の
0:33:55	ところで、先ほど別紙を追加しましたという話をさせていただいたんですけれども、もう一つ追加している内容ございましてそれが 2.1 ポツ、
0:34:05	安全保護回路の不正アクセス行為防止のための措置についてというこの項目自体を、補足説明資料の本文側に追加させていただきました。これは今回、
0:34:17	20 条、リファレンスプラントを 3 にしておりますので、資料構成基本は大井さんをベースに作っていたんですけれども、大井さん女川さん。
0:34:26	の資料、泊の資料コスト比較した時にこの 2.1 ポツの情報は、
0:34:33	これまでの大井さん泊の治療に比べて、女川さんだけが、より情報が
0:34:41	多く書かれていた部分 2.1 ポツだけは PWR のもとの記載にはなかった部分になりましてここを審査の積み上げとして大事な部分だというふうに判断して 2.1 を追加しています。
0:34:53	ただこの内容自体はですね、2.2 ポツ以降の不正アクセス防止対策について、まず冒頭 2.1 ポツでサマリーとしてまとめている章になりますので、
0:35:03	新しい技術的情報はないんですけれどもこの 3 割のページを追加させていただいております。
0:35:10	それから続いて 24-06 ページ、ごめんなさい 26 ページをご覧いただきたいんですけれども、
0:35:20	ここから
0:35:21	最終的に設置許可の本文であったりテンパチの部分になっていく部分の記載になるんですけれども、
0:35:31	もともと大前提として、この 24 条は、新規基準の追加要求事項不正アクセス防止について矢田だけが追加要求事項で、
0:35:41	その他のいわゆるトリップ機能だとかそういった部分について、新規の要求事項ございませんでしたので基本設計方針は、既許可をいただいて、前回許可をいただいていた段階から、設計方針に変更はないというのがまず前提になるんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:00	あくまでこの新規制基準で、許可の新規制基準適合プラントになっている。大井さん、女川さんと比べたときに、今回泊として設計方針に変更がなかったとしても、
0:36:13	やっぱり新規制基準適合プラントの設置許可に比べて、記載の情報量として不足しているような部分があれば、そこはきっちりそこを参照先行プラントさんを参照して、情報量を度相当に同等になるように、
0:36:29	記載を充実するという活動を公開してきております。その一つの例として例えば、26ページの、
0:36:38	一番上のところはちょっとここは簡単な話になりますけれども、緑で安全保護回路等というのはこれ、大井さんリファレンスとして大井さんは書いてないんですけども女川さんが記載していてここは、
0:36:50	翁長さんの方が充実しているとなれば女川さんの方をきっちり採用して、記載を充実しているところになります。それから、下の方で、一番下の方の黒字のところですね今度はここは女川さんは書いてないですけど、
0:37:03	大井さんは書いている。
0:37:05	原子炉格納容器内の温度圧力推移というようなくだりのところありますけれども、ここを
0:37:13	リファレンスである大井さんが、新規性的基準が適合プラントとして記載されている内容で、まとまりも同じ内容が書けるけれども書いてなかっただけのところというところで、こういったところは記載を拡充させていただいております。
0:37:26	それから、ページ変わって24-13ページ。
0:37:35	この一番下のところですね黄色ハッチングしてますけれども、系統の遮断やその他火災溢水等不利なというくだりありますけれどもこれは先ほどの逆で、大井さんは書いてないけれど、
0:37:50	ないんですけども女川さんは書いていただいて、泊はもともと書いてなかったところで、内容を見ると泊も同じ内容が欠けてかけるところというふうになってますんでここは、リファレンスの大井さんが書いてなくても、女川さんが書いていて記載が充実していてよりよいというところで、
0:38:06	参照して当社も記載を拡充させていただいております。逆に、
0:38:11	そのすぐ上のところで、そういう理由のところに、
0:38:17	女川設備の相違、安全保護系の駆動元と書いてあるところありますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:24	ここ比較表をパッと見たときに、大井さんは何も書いてなくて、泊の方が少し情報量が多くて、さらに翁長を見比べると、女川さんの方が若干記載の物量が多いように見えて、
0:38:36	女川さんに合わせたような情報の追記ができないかなというのをここも検討はしてるんですけども例えばこの部分については、
0:38:44	翁長さんその制御用空気ソウシツーに係るくだりとかが書かれているんですけどもこれそもそも保護系の駆動元が、BWRさんは電源、電気と、空気と2種類あると思うんですけども、PWRは電気しかないっていうところで、
0:39:00	空気の話はPWRはかけないというところで、炉型の相違によって、書けないところは書けないというところで、その理由をそういう理由に書いた上で、情報量は少ないけれどもそれに理由がありますというような資料の構成にさせていただきました。
0:39:18	それから、
0:39:20	すみません、あと少しで終わります。24の、
0:39:24	18ページ。
0:39:26	ご覧ください。
0:39:31	先ほど、七条のあの日、
0:39:34	やりとりの中で、
0:39:40	リファレンスとしてない、先ほどで言うと、藤大井になりますけど、大井さんと比べた時に全然こう記載が違って、比べがたいところはどうするんだというような話あったと思うんですけども、
0:39:52	それに近いようなところが当然24条にありましてその如実なところが24-18ページの、
0:39:59	6.3. 4ポツ主要設備以降のところになるんですけども、ここタイトルとしては
0:40:08	6.3. 4の主要設備で、3プラントともそろえているんですけども、
0:40:13	それ以降の記載については、次のページにかけてずっとなんですけれども、大井さんとは、ある程度後段、
0:40:21	何の頭をそろえて、お互いの記載を比較して、書いているんですけども、
0:40:28	なかなかちょっと、ここはもう、PWRとBWRの多分炉型の違いもあって、もう既許可のところの資料構成がちょっと余りに違ってですね直接尾長さんのところは、どの段とどんどんそろえたら一緒なのかっていうのはちょっともう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:41	難しいようなところになりましたので、
0:40:44	もう全体的にも資料構成自体が違ってしまっているところについては、2048 ページの層位理由の欄のところ、炉型の層位による
0:40:56	によって資料構成自体が大幅に違っているってようなことを書かせていただいた上で、ちょっと
0:41:03	段ずれというかその他自体そろえることが難しいということを宣言させていただいております。
0:41:09	最後、
0:41:10	ちょっとここは、ひょっとしたら私の解釈が間違っているかもしれないんですけども、24-34 ページ。
0:41:20	になります。
0:41:26	24-33 ページまでで、設置許可の本文テンパチに係る記載をずっと比較してきているんですけども、
0:41:36	この 20、
0:41:38	4-34 ページが、
0:41:42	この設置許可テンパチで引用している図をそれぞれ今これ比較しているページになっているんですけども、
0:41:51	ここがもともと大井さんリファレンスとして大井さんはここ図面の比較自体していなくて、大井さんももともとここ何も図面つけてなかった。
0:42:03	のが大井さんで、もともと泊もそこを参照して、抜けないのをベースに資料を作っていたんですけども、
0:42:12	この今つけている 6.6. 1 図とかっていうのは安全保護回路 5、
0:42:18	機能、機能構成というんですかね、図面を今比較していてこれはこの後の不正アクセス防止の対策の説明この補足説明資料の部分にも登場する図面でして、これは今回の追加要求事項への
0:42:33	適合性を説明する上で、重要な図というかそちらでも引用している図になりますので、そこについては、添付して比較させていただいてるっていうのが、
0:42:44	9月6日の時もそうなんですけれども泊の資料のスタンスになっていて、今回も同じ状態でお持ちしています。
0:42:52	これ裏を返すと、
0:42:55	実はあの女川さん。
0:42:57	しっかりBWRさんは、実はこの後に、
0:43:05	この 33 ページまで比べてる本文中で、例えば何点なんて何、何表とか、何て言うんだって何図っていうのは実は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:15	引用してるような日本語というのはたくさん出てきていて、そこで引用されている表とか図をとにかくもれなくですね、この後にすべて貼りつけて、比較表として仕上げているのが、
0:43:31	BWR3 というのは、
0:43:34	私もそこは理解していて、今回別紙等をつけさせていただいている趣旨に照らすと、またここも、
0:43:42	同じように、とにかく張りつけてしま引き落としあげた方が良いのかなというのをちょっと頭当然よぎったんですけども、
0:43:53	追加要求事項その適合性を説明する上で、重要な J I S というような図面だけを比較しっかりした方が、
0:44:04	本来審査の審査の中でこう見ていただくべき部分がはっきりするのかなというところがあって、今回そのまま 9 月 6 日のままのスタンスでここはお持ちしておりますので、
0:44:15	もし認識相違等あればご指摘いただければなというふうに思います。説明は以上になります。
0:44:25	規制庁オオツカです。ご説明ありがとうございました。
0:44:28	それではまたですね私の方から幾つか確認をしたいと思います。
0:44:43	と 24-5 ページお願いします。
0:44:48	先ほどご説明のあった、そのハードウェア回路を書かない理由なんですけど、ちょっと、
0:44:54	わからなかったんですけど、パワーポイント資料の 7 ページに、検証及び妥当性確認の。
0:45:01	説明があるんですけど。
0:45:05	このページのこの図でいうと、
0:45:08	どこのことを言ってるんでしょうか、こちらでご説明できますでしょうか。
0:45:13	はい。北海道電力の林です。ハードウェア回路につきまして、当該パワーポイントの、こちらの図には登場しておりません。それは、
0:45:25	デジタル設備には存在しない部分だから登場していないということになるんですけども、どこにあるのかというところで、
0:45:34	比較表のですね、
0:45:37	掲示で言うと、別紙になるので後半ですね。
0:45:44	比較表の 24-66 ページをご覧ください。
0:45:56	ここで、
0:45:58	ページ、ここ別紙の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:01	8、
0:46:03	というところで女川さんでいうと、安全を回路のうち一部デジタル演算を行う機器の検証及び妥当性の確認についてという別紙があって、
0:46:14	女川さんのところに先ほどパワーポイントで引用いただいた図面と似たような図面が記載されていると思うんですけども、ここの女川さんの図面の注意書きのところですね。
0:46:25	注意書きのところご覧いただきたくてここに、ハードウェア回路の検証にあたっては、ソフトウェアの部分をハードウェア回路に置き換えて検証及び妥当性確認を実施するというふうに記載しています。つまり、
0:46:39	このもともと検証及び妥当性確認というのをこのJ E A Gの規格を基づいて実施しているんですけども、J E A Gの規格自体はデジタル設備、ソフトウェアを
0:46:50	念頭にした規格になっていて、だからこそ泊はソフトウェアとそれを具備するためのハードウェア、
0:46:58	それぞれ検証して統合して現地に収めるっていう流れでできていると、一方の女川さんは、あえてここ別紙橋作ってる理由にも繋がるんですけども、宇田川さんは実はデジタルじゃなくてほぼほぼアナログ設備で構成されていて、根幹となるロジック回路も、
0:47:14	アナログ、ハードウェア回路になっていると。ただハードウェア回路を念頭にした企画ってのはそもそも存在しないので、
0:47:21	このソフトを念頭につくられたJ E A Gを、アナログ回路に置き換えて準用してやられてるとというのが女川さんという事になりますので、当社のところの、
0:47:32	妥当性確認の図面にハードウェア回路は登場しないということが、以上の理由になります。
0:47:40	規制庁大塚です。承知しました。
0:47:50	八尾ですけど。
0:47:51	今の説明で、多分、さっき、このパワーポイントの7ページの図を一緒にだよね要はね。
0:47:59	そうですねはいその通りで、この図で言っている、すみません私も今年詳しくないんで申し訳ないんですけど、この中に、ハードウェア、ソフトウェア設計要求仕様で、はい。
0:48:11	ハードウェアに行く線があるんですけどこれは弱の図だからそのまま来ると思うとるよ。はい。じゃあ、今野泊はどういう流れで、これってやられてるんですかって。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:22	説明してもらったほうがいいかな。それがハードウェアじゃなくて、ソフトウェアがデジタル等で違うのかその辺がちょっとよくわからないってことです。すいません。
0:48:31	北海道の林です。
0:48:34	本日の冒頭のハードウェア回路の部分のコメント回答のところの説明、もう一度すいません私の説明ただで申し訳なかったんですけど私も前回の9月6日のやりとりの時に、
0:48:45	ハードウェアの話だというふうにとらえてですね、
0:48:51	は、
0:48:52	ハードウェアと、ソフトウェアって意味では泊発電所はアノ。
0:48:57	パワーポイントに示してる図の通り、ソフトウェアの検証もしていますし、ソフトウェアを動かすために、当然最低限のハードウェアが必要になるわけでそのハードウェアについての検証もこの図の通りに並行して、
0:49:09	検証3及び4のところを実施していて、その検証済みのハードウェアとソフトウェアを統合してさらに試験するというのを、
0:49:20	試験して、現地に持って行って、ということで、泊の
0:49:27	妥当性検証確認の流れについてはこの図の通りハードウェアとソフトウェア並行して行って統合するというので、図面の通りとなります。で、もう一度稲川さんの話に戻りますけれども女川さんが言っているのは、
0:49:40	このハードウェアの部分ではなくてですね、このソフトウェアの部分が、ハードウェア回路ですと言ってるのが女川さんでして、翁長さんは、この図面に置き換えるとハードウェアと。
0:49:52	ハードウェア回路を並行して、妥当性確認検証をして、ハードウェアとハードウェア回路を統合して試験して現地に納めているというのが、女川さんというところで、
0:50:05	この図流ソフトウェアのところ、女川さんはハードウェア回路に置き換わるというふうにご理解いただければと思います。
0:50:16	富山です。あとバッカーだったんです。そうすると、
0:50:21	なぜ泊は、
0:50:23	ここで言うと、
0:50:25	ハードウェアとソフトウェアにならないんですよ、今言われてるのは。
0:50:29	女川ソフトウェアと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:32	ハードハードウェア回路、要はソフトソフトウェアのところハードウェア回路に置き換えてんだっけ。
0:50:39	これ。
0:50:40	はい。そういうことですね。はい。
0:50:42	なので女川さんは、
0:50:46	デジタル化している部分が、ごく一部ということがあって、妥当性確認すべき部分に本当にデジタルだからソフトウェアの部分と、
0:50:54	アナログだから、HWた色の部分があって、
0:50:58	デジタルのソフトウェアの部分もアナログのハードウェア回路の部分も、
0:51:03	ていう。
0:51:09	わかりました。だからソフトウェアと、一部デジタル改良のところソフトウェアをハードウェア改良に置き換えてっていうことをやってるので、及びでつないでるんだけど、泊はソフトウェアしかないのもソフトウェアのみで記載をしたということです。了解です。
0:51:34	規制庁大塚です。では続いての確認なんですけど、24-14 ページをお願いします。
0:51:44	先ほどのご説明で、
0:51:48	一番上の黄色い箇所ですね防護装置、括弧1方向のみに通信を許可する装置等っていう記載をしたというご説明なんですけど。
0:51:57	だから、等に、女川の括弧書きの通信状態を監視し、
0:52:03	送信元送信先及び送信内容を制限することにより、目的外の通信を遮断が含まれるということなんですよね。
0:52:12	であれば、
0:52:14	まとめ資料なので、
0:52:18	ここは先行のプラントでも明示的に書いてることなので、頭で丸めない併記すればいいかな。
0:52:25	と思うんですが、いかがですか。
0:52:28	北海道電力の林です。
0:52:30	ひいきは正直、
0:52:33	悩んだところはあって、併記することが、最も現実の設備等も一対一になりますので併記するのであれば大井さんの記載も復活させて、
0:52:45	近江さんはこれソフトウェア的に一方向に通信を制限する対策ということなんですけれども、ソフト的に通信を一方向にする対策もしているし、翁長さんのように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:56	外部との境界部において通信状態を監視する設備を設けているし、それと別にベシベーシックな泊としての最大の対策として一方向にしか、物理的に通信を許可しない。
0:53:09	土地もつけているという三つ併記するというのも、当然ここを考え、
0:53:15	られましています。
0:53:18	それも良いかなという思ってるんですけど今回、どちらかにこちらを記載してきた意図としては、
0:53:27	あんまり、
0:53:31	サイバーセキュリティであればサイバーセキュリティに関係するここ記載だと思っていて、そのネットワークの通信回線を使って、
0:53:41	外から不正なアクセスをされる場所に対して、どういう設備的な対応をするかということに記載する部分だというふうに考えていて、
0:53:48	これ一般的なサイバーセキュリティの話に考えたときに、
0:53:53	こういった部分のセキュリティー対策っていうの本当にもう、日々、もう昨日の対策がもうフル新聞になるようなそういう世界だというふうに私自身は認識していて、
0:54:05	取り立ててこの外部との境界に置く対策設備っていうのは、僕これは特に
0:54:13	ほんとに機能の設備は今日は役に立たないということがあり得るようなものだというふうに思っていて、その点、今泊が
0:54:22	一方向のみに水の評価する装置と書いているものについては、この対策は本当に物理的に、外側からの通信が入れないように、要はネットワーク回線をLANケーブルを抜いてるのと
0:54:36	ある意味、同じような対策っていうんですかねもう通信自体が成立していないってことを実現する対策をしてますっていうのが、今の泊の記載になっていて、これだけこの対策が、
0:54:47	最大の対策っていうんですかね不正圧に対して最大の対策っていうことだけは、これは時代が進んでも、ケーブルが繋がってなければ外から通信入ってくれないということ自体は、これ普遍的なというふうに思っていて、
0:55:01	その普遍的、いろんな対策これからもさらに追加して多重的にやっていくと思うんですけども、
0:55:08	ここで物理的に絶対に入れないようにするんだというこの設計方針だけは、不変であって、一番重要な対策だということで、これを書くことが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:19	最も当社の設計方針として妥当だと思って今回この記載にしているものです。ただ、併記して書けないかと言われればかけますので、書いた方が適切ということであれば、平均にしたいと思いますが、弊社の考え、いかがでしょうか。
0:55:35	規制庁大塚です。
0:55:37	そうですこの基準の適合性の内容書いてるところなので、適合するにあたってそれが必要だと考えているのであれば、やっぱり具体的に書いた方がいいと思います。
0:55:50	北海道の話です。基準適合にあたって必要かと言われれば、大井さんと同等の対策であったり、翁長さんと同等の対策ってのはなくても、適合しているというふうに、等逆に言うところの装置等の等がなくても、
0:56:06	泊としては、基準には適合していると考えてますけれども、
0:56:10	適合してると考えてますけれども、ここは多層に防護しているという、
0:56:16	意図で頭をつけているだけということになります。尾藤をつけることで等がなければ、基準適合していないというふうにとられるのであれば逆に等をとることの方が当社の設計方針に近いのかなというふうに考えてます。
0:56:38	多分ちょっとね1回整理してもらった方がよくて、今、
0:56:44	ちょっとこれね、紙っていうか、文章だけでや、規制庁ミヤモト付け文書だけでやってるので、ちょっと具体的にちょっとイメージがわからないんですよね。要はね、例えば、
0:56:53	大井の場合はこのゲートエイティングを介して一方向のみ送信制限することで機能を分離する設計としていると。で、名和っていうと、防護装置っていうのがあって防護措置の目的が、いや通信状態を管理して、
0:57:10	送信元袖及びそういう性目的を遮断すると。
0:57:14	いうことをまずした上で、安全方針一方向に通信を制限することで機械的分離するっていうのをやってるだからここは二つやってますよねと。
0:57:24	二つということが防護装置の
0:57:27	機能を書いているだけなのかな。ちょっとその辺がゲートウェイと防護措置の違いが俺私わかんないからそこあれなんだけど、じゃあ、泊はっていうと、要は防護装置っていうまたちょっと名前は同じなんだけども、
0:57:40	要はオーナー側とは違う意味での防護装置を終わって、一方向ということ女川と同じような表現を入れていると。
0:57:48	その3者の違いがよくわからない状態になってるので余計来ん混乱してるのかなと思います。わかりました。すいません。説明が不足、先ほ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	どの説明を飛ばしてしましまして 20 比較表の 24 の 46 ページをご覧ください。
0:58:10	こちらの図面の部分ですね 3 社とも図面つけてますけれども、泊のところの図面で今の対策の三つの違いご説明させていただきます。
0:58:23	できれば止めていただけた方が話しやすい。
0:58:27	規制庁大塚です。今から不開示情報を発言しますので録音の方、一旦中断します。
0:58:47	規制庁大塚です。続いての確認なんですけども、
0:58:53	24-15 ページお願いします。
0:58:59	この泊 3 号機の青字部分なんですけども、
0:59:06	ケーブル、
0:59:08	同原則として分離する設計とするの、原則としてって入ってるんですけど。
0:59:13	泊さんの場合原則から外れるというケースはあるんでしょうか。何か女川の場合は、計装配管。
0:59:21	共有共有する場合があるということで、原則って言葉を使ってるのかなと思ったんですけど。
0:59:27	泊さんの場合は、
0:59:29	原則から外れることはあるんでしょうか。
0:59:36	ともに、北海道電力の林です。
0:59:40	衛藤。
0:59:42	原則から、
0:59:47	例えば格納原子炉格納容器の、
0:59:52	なかーですねそれは
0:59:55	本当にパラメ検出器から、
1:00:00	均質丹から、原子炉格納容器の中の電送機の部分までの間ですとか、
1:00:08	本当にその検出短から最初の信号処理する設備の間までといった短い区間において、パラメータによっては一部、
1:00:20	分離が困難なものがありまして、そういったものについて、
1:00:26	分離が可能な限りで、の分離になっている部分があります女川さんとの
1:00:36	差異というところで翁長さん
1:00:38	格納容器を貫通して、外に出ていく件数配管について、共用してるところが一部あるっていうことを資料の中でご説明されていて、
1:00:51	原則しないけれども、個々のパラメーターだけは検査配管が C v を、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:56	格納容器を貫通して共有配管が出ていてその外で分岐しているというような説明書きされてましたけれども、泊においては、逆に言うと、
1:01:07	格納容器を跨いで外に出ていくところまで、その共用してるようなところはありませんで、あくまでもそういった、どうしてもその件数に近い格納器の中の、よくその狭い範囲において一部、
1:01:21	分離が、共用してるようなところがあるというのが実態です。
1:01:27	規制庁大塚です。承知しました。そこについては現状の記載のままでお願いします。
1:01:35	続いての確認なんですけども、
1:01:39	24-19 ページをお願いします。
1:01:44	あと軽微なコメントで、一番上の1行目のところで、
1:01:48	泊さんで安全保護系、
1:01:50	てなってるところが、
1:01:53	大飯では安全法回路っていうふうになってますので、ここは、
1:01:57	議論の方つけていただきたいと思います。
1:02:03	はい、では続いてですが、
1:02:11	江藤 24-32 ページをお願いします。
1:02:23	真ん中の赤字部分の(11)の性悪説防止の記載なんですけど、
1:02:30	ここ、大井の記載と、
1:02:33	変わっていて、
1:02:37	1行目の最後から見ますと不正アクセス行為。
1:02:41	その次にその他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせずってあるんですけど、
1:02:47	都甲は何を意味してるのかちょっとわからなかったのご説明をお願いします。
1:02:52	はい。北海道電力の伴CS、ここはですね、
1:02:57	ページでいきます。
1:03:11	24-23 ページに1度ご覧いただきたいんですけども、
1:03:24	ここの下の方ですね、大井さんでいうと(6)、翁長さんが(9)、泊でいうと(11)のところですけども、ここに同じような話が出てきていて、
1:03:39	それぞれのプラントの設備は不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作せずって同じくだりが出てくると思うんですけども、このその他電子計算機の9台これ法令要求そのまま、裏返しで引用しているところになりますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:56	ここの記載については、先行実績である大井さん翁長さんも、参考にして泊も同じ記載にさせていただいているところになります。先ほどの、
1:04:07	ご指摘のあった、
1:04:14	24-32 ページのところなんですけれども、
1:04:19	設備、そういう理由のところに書いてるんですけども設備構成の相違というふうにさせていただいてるんですけども、先ほど3社とも書いていたところは、
1:04:29	言わないと。
1:04:35	決まった方がいい。
1:04:43	すいません飛び飛び 24-34 ページ。
1:04:46	一度ご覧いただきたいんですけども、
1:04:53	違う。
1:04:58	ごめんなさい。
1:05:00	冒頭の取りまとめた資料の-2 ページの方が見やすいので、そちらに、すみません、そちらをご覧ください。
1:05:07	ページ間ですいません。
1:05:15	これ
1:05:17	ちょっと大井さんと都丸李の比嘉空にしかしてないですけども、
1:05:27	大飯 34 号炉さんの場合、今回 24 条の不正アクセス防止に該当する箇所ってというのが、黄色で塗ってある。
1:05:39	範囲が、大井さんの対象範囲になっていて、
1:05:46	で泊の方はというと、ちょっと色は塗ってないですけども、
1:05:51	大きい正方形の四角が四つ並んでいて、その下に細長い長方形の四角が二ついて、
1:06:01	さらにその下に、
1:06:03	もう一つ
1:06:05	四角が二つ出てくると思うんですけども泊の場合は
1:06:09	これらすべてが、今回 20 条で、不正アクセス防止対策をすべき対象というふうになっています。これはそもそもの設備構成の違いになっていて、
1:06:22	大井さんは泊若生、泊若生いくつかの制御装置分かれて、実現している機能を一部大井さんの方は、統合して、この黄色塗りの
1:06:34	制御装置の方に統合されてその機能を実現しているのでその制御装置の数に間違いが出てるといふのと、もう一つは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:43	大井さんの方も黄色塗りの四角の下の方に、横長野長方形、大井さんの方、何個か並んでますけれども、ここは大井さんは、
1:06:53	デジタル設備ではなくてアナログ設備だというところをここを範囲から外しているというののもあって特にこの部分もデジタル設備というののもあって、この
1:07:02	機能を統合してるかしてないかの違いと、デジタル範囲が泊の方が広いということもあって、まずこの24条でご説明している、制御装置の数が多いと、泊違いますってのがまず前提にあります。
1:07:16	で、
1:07:17	話戻るんですけども、税所さんの比較表で、大井さんもオーナー側さんも泊も3社並んで、同じように不正アクセス防止について記載しているところがあったと思うんですけども、
1:07:29	あれは、この今見てる図でいうと、大井さんの黄色塗りの制御装置の部分、これが設置許可上で記載されている場所になりまして、
1:07:40	そこについて、3社と同じような制御装置がありますんで、不正アクセス行為防止の対策を同じようにしてますような記載が出てきたということになります。
1:07:49	で、
1:07:50	大井さんはそれで、基本アクセス防止の話はおありなので、設置許可上はもうそこだけ書けば、おありになるんですけども泊の場合は、
1:08:01	その他の盤、制御装置についてまだ敷設行為防止が必要になりますので、それについて記載しているのが、ご指摘いただいた、24の、
1:08:14	52ページの部分になります。
1:08:19	ここ1、1個ページ前に戻ってもらうと、工学的安全施設作動装置についての項目になるんですけども、この部分が大井さんは、
1:08:29	一つ前で原子炉設備についての項目が出てくるんですけどもそちらに機能が統合されていて、そちらで不正アクセス行為防止について記載されているので、
1:08:40	ここでは、一般的な記載だけしているというところで、泊の場合はこちらでも同等に対策すべきところなので、同じ記載をもう一度ここにも書いているということになります。ちょっと複雑でしたけれども、
1:08:59	規制庁大塚です。内容は承知しました。
1:09:06	24-32ページのこの赤字の記載については、
1:09:10	ちょっと、
1:09:11	基準の解釈から持ってきてってオカるんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:15	これを読んでちょっと何を指しているのかっていうのが、なかなか読み取りづらい。
1:09:21	と感じたので、
1:09:23	何かこれは何さしてるのかっていうのを、
1:09:27	説明加えていただくことはできますか。
1:09:30	ここに加えていただかなくても、
1:09:32	別のところで説明されてもいいんですけども、
1:09:49	北海道電力の話でこれはこの20-32 ペイジー。
1:09:54	に限らず、その全体前段に記載している24-23 ページの記載も、と同じ記載してますので、
1:10:03	ここも含めて、ほそくうが必要だということですね。
1:10:09	規制庁大塚です。そうですね
1:10:12	この、その他電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせるっていうところが、泊さん。
1:10:19	後期では、具体的にどういうことを指してるのかっていう、添付をつけていただければいいのかなと思います
1:10:27	北海道電力の林です。趣旨はご理解いたしました。で、添付をつけるというお話だったんですけども、
1:10:36	現状の資料で、その部分について記載している部分がございましてすみませんその他、
1:10:44	この他の
1:10:47	伊藤千馬同佐瀬図がそれに当たるという説明書きがないんですけども、それを説明したくて付けてる資料がありまして、それが目次でいうと2.9 ポツのところになるんですけども、ページでいうと、
1:11:11	正直申し上げて、
1:11:12	ページで言うと、24 の52 ページになります。
1:11:23	その他の
1:11:26	布施清アクセス、先ほどの外部からの通信で入ってくるとか、
1:11:32	京写が外から入ってくるとかっていうのを物理的だって機能的に守るっていうのが先ほどまでの話でしたけれども、その他あり得る話として、
1:11:41	これだけじゃない例えば2、
1:11:44	このページでいくと、ソフトウェアの変更管理ということで書かせていただけてますけれども、
1:11:50	要は電子計算機に、
1:11:54	意図せぬ動作をさせる。その最たるものとして、電子計算機自体の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:01	ソフトを書き換えるということが一つ挙げられるというふうに思っております、
1:12:07	要はもう電子計算機の動き自体を変えちゃうと、
1:12:12	不正にアクセスしてくるということは別に、それ自体がもう意図と違う動きをするようにしてしまうということが想定されて、そういったことがないように、こういった対策してるかということ、
1:12:25	24-52 ページで説明させていただいているものです。
1:12:30	で、
1:12:32	これは翁長さんにはないところで、大井さんとか、泊とかこれデジタル設備だからこそ、こういった対策もしているというところで記載しているものになります。
1:12:42	さらに言いますと、
1:12:48	同じような話で、24 の、
1:12:53	42 ページですかね。
1:12:57	ここは
1:12:58	特別、泊だけが補足しているとかそういったわけじゃないんですけども長さも含めて記載されてますけれども、今日、冒頭でお話のあった妥当性確認のところですけども、これもある意味その他の
1:13:10	意図するソフトウェアの動作を防ぐための対策を補足しているところになります、
1:13:16	要は先ほどの現地に入ったソフトウェアを意図せぬ動きになるように、書き換えられないように対策してるって話ですけども、この妥当性確認は、そもそも、
1:13:25	こういった装置を作る段階から、競技者がソフトウェアによからぬその仕組みを仕掛けているってことがあるんじゃないかと。そういったところを、
1:13:36	きちんと対策する必要があるんじゃないかっていうのに対するアンサーが、このページ説明してる妥当性確認になります、これはもう物を設計して作って現地に収めて試験して、最後ちゃんと、
1:13:50	すべて廃棄するまでの間、きちんとライフプロセスの間、そういった、
1:13:54	ソフトが余計な動きしないように、きちんとだと、検証して管理する仕組みを作ってるっていうのを説明するところになりますので、
1:14:05	この資料で言うと今現状すでに記載している内容にて、説明しているのかなというふうに考えてます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:12	規制庁宮元ですけど、いろんなところでそれが7散りばめられてるとは理解してるんですけど、こちらから言ってるのは24-32のこの不正アクセス防止のところの言葉の、
1:14:24	意図するところを噛み砕いた内容を、例えばその、
1:14:29	工学的安全施設のデジタル計算機はっていうのが先ほど言われたこの
1:14:35	安全法回路の構成を指してるんだ、例えば例示でもいいんですけど、だったらそれを示した上で、いや、不正アクセス行為はその電子系で使用目的、
1:14:46	そうべき動作をさせるっていうのは、この安全法保護設備の構成上の何を指しているのか。
1:14:55	この、我々これあくまでも基準と適合とかで弱いこの言葉の意図を、どういう意図でこの意図言葉が使われてるかっていうのを、
1:15:07	理解しなきゃいけないので、今言われたようにいろんなところにそれが散りばめられてるっていう理解するんですけど、今大塚が言ってるのは、あくまでもこの新しい言葉じゃないんですけど、こういう言葉を使ってる以上は、
1:15:20	塩見消防偽装べき動作をさせるとか、消防に反する動作をさせる行為により被害を防止する設計って、じゃあ具体的に何ですかっていうのをわかるように、
1:15:31	説明したものを後ろにつけるなりしていただかないと、結局同じことで、毎回そこはどういう意味だっていう話になるので、それを防ぐためにも、潜航
1:15:44	ただ多いところだと、半額安易な言葉で相手がわかりやすい言葉で書かれてるからまだわかりやすいんだけど、今回の泊に関しては非常に抽象的な表現っていうのを使われているので、
1:15:57	その場合はこのままの文章でもいいんですけどそうするとこの言葉の噛み砕く意味っていうのを明確にしてもらわなきゃいけないかなという、という意図なので、そう、そういうこの言葉をそのまま使うのであれば、
1:16:09	その説明を後ろにつけてくださいということで、
1:16:13	この図自体が、安全保護構成の設備の構成の図自体が多分添付の後ろにはついてないので、
1:16:22	この色つきではついてないですよ多分ね。
1:16:26	つい、ついてましたっけ。
1:16:49	そうですけど、だからそういう意味で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:52	結構
1:16:54	いろんなところで情報が入ってるのは理解するんだけど、あくまでもきつと言葉の意図するところが申請書の意図するところがわかりやすくしていただかないと、
1:17:04	我々としてもその先その判断するのに至らないというところもあるので、そこはちょっと工夫していただけますかね。
1:17:14	北海道電力の林です。かしこまりました。別紙の9とかでつけた数、かしこまりました。別紙の9として作成させていただきます。
1:17:24	規制庁大塚です。先ほどご説明に使っていた、取りまとめた資料2の、
1:17:32	図を用いて、この図のこっからこの範囲がこの言葉に対応しますよってというような、
1:17:38	ことを示していただければわかりやすいかなと思います。
1:17:41	ご趣旨拝承いたしますこの取りまとめた資料につけている資料先ほど言った通り今補足説明資料にも入ってるものになりますのでそこから別紙等に飛ばして、さらにこの範囲が、
1:17:52	何設備と呼んでいる部分で、この範囲が何設備と呼んでる部分で、それぞれこういった対策をしてますということで、
1:17:59	新しい内容を書くというよりは、
1:18:02	書いている意図は、ここの事を指してますというような資料を作成させていただきます。
1:18:11	規制庁大塚です。はい。それでは続いての確認になります。24-40ページお願いします。
1:18:19	これは先ほどの、
1:18:22	所と一緒に、
1:18:25	泊さんの、
1:18:27	2ポツ4の、2行目のところですね、括弧書きのところ、頭のところ具体的に書いてくださいというところでは、ここにも反映をお願いします。
1:18:43	続いて24の52ページをお願いします。
1:18:53	すいませんちょっとここまた不開示情報を発言しますので一旦録音を止めます。
1:18:59	それでは録音の方を再開しました。規制庁大塚です。私からは以上になります。他に規制庁側から何かコメントありますでしょうか。はい。規制庁宮本です。多分3段表のところ、色つきの話が先ほどもあったんだ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	けど、明らかに炉型で違うところは確か咲穂安全法改良の部分については、
1:19:17	永尾全部出ちゃうとまだわかんなくなるので、そういう理由のところ ※をつけて、ここの部分については炉型の違いにより、大飯との比較っ ていうふうに書いてしまえばいいかなと思うんで、そこは載らなくてい いかなと思ってます。
1:19:33	あと、ちょっと細かいところで申し訳ない刀禰 24-5 とかで、
1:19:39	下線は振ってないんだけど、例えばこれをよく見て欲しいんだけど、
1:19:45	こいつでいいのかな S 安全法から安全保護回路はって言って県実施の後 に、
1:19:52	店が入っていると、それも店の形が特に何かこれなんだっけ、内側に つきまして、
1:19:58	菅真音、菅まで泊がやっていて、
1:20:02	翁長がなくて、伊賀店ですと、これ明らかに違いなんだけど、色が変わ ってません。
1:20:11	うんそう。そういうふうに紀陽はちょっときめ細かく見て欲しくて、あ と、
1:20:16	その次の、
1:20:18	行ね。
1:20:19	超えないとともに、
1:20:22	女川は超えないようにできるものとするとともに、
1:20:27	明らかに違うんだけどこれ下線引いてないですよねと。
1:20:30	こういうのを引いて、別に記載を架け替える必要ないんだけど確認した 上で、大井を選んでもらったらわかるように色をつけてもらわない と、我々これ何か変わってるふうに見るので、そこはよく見てもらいた いんですよ。
1:20:44	あとは、
1:20:47	ちなみに、玉利はこれ申請申請とかまとめ資料上これカンマで統一する んですが、点で戸高他の。
1:20:55	他の条文だと点になってるところもあるんだけど、カンマで統一するっ ていう方向で決めてるっていう認識でいいんですかね。ちょっとそこを 教えてください。
1:21:12	北海道電力の佐藤です基本文書のところは、間まで統一するというのが 基本となっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:19	わかりました。じゃあす。そういう意味でこれから見ていくようにします。
1:21:23	あとですね、ちょっと私これ全体的にば一っと見てた時に気づきになったのは、
1:21:29	す。ここで一番初めにね、
1:21:32	備考に書かれてる安全保護系は泊安全法改良機能を指す言葉安全を受けた設備を指す言葉って言うてるんですけど、本当にそうなるのかっていう。
1:21:43	疑問があって、
1:21:45	要は、ずいきシステム全体を指してるのが安全保護系で、設備でさしてるのが安全法回路っていうふうに分けてるように見えるんだけど、
1:21:57	御7の例えばなんだけど、
1:22:02	機能、機能、要は機能って何、何をもって機能っていうのかもちょっと私もわかんないんだけど、
1:22:09	じゃあ24-7ページでいって、これ題名が安全保護回路になってますよと。
1:22:14	安全保護回路はどこにしたじゃない。これはそもそも設備のシステムのことを言ってるんだけど、
1:22:21	じゃこれ機能じゃなくてこれ刻んで形にならないんだっていうね、設備を指すならね。
1:22:27	要はその、その下は今度安全保護系はってなっちゃってて、
1:22:32	いや、何か統一がとれてないような気、気がして私認識してるのはやっぱり設備、この設備で見ると保護回路とか安全保護設備は変えるせアノ設備によるのかもしれないけど、
1:22:44	システム全体で溶媒安全法系かなと思うんだけど、
1:22:48	この24の5ページの説明だと機能を、
1:22:52	回路、
1:22:54	回路で、
1:22:57	設備もさ、安全保護系って書いてる事実に対してこの全体的な設備の紙、記載方法を、本当に統一されてますかっていうところが、
1:23:09	今ちょっと疑問になるんですけどこれはチェックされてますかね。
1:23:16	北海道電力の林です。
1:23:21	チェックはしております、ただちょっと、
1:23:29	これ我々が、
1:23:35	市岡希和系。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:41	今回この回路時計のところは、今こういうふうになってる理由、あくまで
1:23:49	回路自体も、条文要求で使われている言葉で、そのまま引用して差し支えない。基本方針というか、のところは回路をそのままにしている、
1:24:07	難しい。
1:24:09	特にこの、ちょっとこの、
1:24:11	いやこれ我々が書き、
1:24:14	書き分けたいと言って、やってる負やり出してるどころなんですけど正直
1:24:20	書き分けることによって混乱を招いてるところあるのは、正直自分たちでもちょっと感じてるところはあって、社内でも別途整理表を作って、社内での情報共有とか今図っているところなんですけども結果、
1:24:32	的にですね完全保護回路と安全保護系が指してる範囲としてですね、範囲としてさしてるところが違うのかというと、イコールで今考えていて、
1:24:43	含まれ、範囲は、指している設備の範囲は同じ同じで、もともと、2017時点から社のポリシーとして、
1:24:55	安全保護回路という、
1:24:58	法令要求上の機能というんですかね、こういうトリップさせる機能であったりとか案件を動かせという機能を持ってる設備のことを安全保護系の
1:25:09	なんちゃら盤とか安全保護機能なんちゃら、
1:25:13	計装っていうふうに呼んでるっていうことで、最上流の言葉が間瀬法令要求であったり、そもそも機能としてこういう機能を設けろっていうようなことを説明してる時には安全保護回路と呼んでいてそういった機能を、
1:25:27	具備している具体的なものたちのグループを指す時には安全保護系と呼んでいて、具体的なものを指すときには安全保護系の
1:25:38	ホニャホニャとかっていうふうに、呼ぶっていうことで3段階で、階層ごとに言葉を書き分けてるっていうふうに、今やってるところなんですけれども結果的にその安全保護回路が指してる範囲と、形が指してる範囲というのが同じというのは実態になりますので、
1:25:59	金川さんに、だから、それ言ってちょっと私も全部見たわけ24なんてオノがうまいこと書いてあるなというな、安全保護回路各安全保護系って書いてあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:11	両方同じ意味を指しますよってという意味で書いてるので、その意味を違うっていうふうに書かれちゃうと我々やっぱそういうふうに見ちゃうってことなんですよ。北電からないです。確かに混乱しますね。
1:26:22	意味同じであればね合わせるちょっと1回ねやはりこれん中でもさ、思い強い人もいるから、そこもちょっと調整して、基本的には女川のように合わせても何か問題ないように思うんで。
1:26:35	まず今日受けとめといてね、適切に直していこう。はい。
1:26:42	はい。あとね、あともう1個は24-38ページ行くと、もう一つ新しい言葉が出てきて、安全保護設備って言葉が出てきてしまうんですよ。これ安全法回路と安全保護設備ではまた話が変わっていて、
1:26:56	これ機、基準要求案、あくまでも安全法回路の物理的分離ですよ。
1:27:02	そうすると構台名を安全保護設備の物理的、
1:27:06	管理ってしちゃうと、
1:27:08	その違う言葉がまた新しく出てきてる。
1:27:11	気がしているのD層、ちょっとそこが、先ほど言ったように、言葉の使いまわしを、いろんなバージョンで設備で呼びたいので安全保護設備って言うてるのは我々は我々も認識はしてるんだけど、
1:27:25	基準上適合性はあくまでも安全法関連の物理ぶりだったりするので題名がこういう安全保護設備とかってなっちゃうと、何を説明してるかわからなくなるので、基準要求の言葉に合わすなら合わせていった整理をしていかないと、
1:27:41	その実際の現場の名前がそう読んでるのでこういう記載にしましたっていうのは、それは泊の社内ではそれでいいと思うんですけど、申請申請書とかまとめ資料で、確認する上ではそれはちょっと、
1:27:54	あまりよろしくないでそこはよく確認してもらえますかね。
1:27:59	北海道電力の林です。おっしゃる通りだと思いますので社内の方針再確認させていただきます。
1:28:06	はい。私の方は後、全体的には前回からよく直していただいて、添付とかもつけていただいているので非常に見やすくはなっていると思うので、もうちょっとこの調子で頑張っただけだと思います。私は以上です。
1:28:21	他、
1:28:27	規制庁の本本です今のミヤモトからの話っていうのは何か水平展開、必要な間Gがしたんですけど、同じような考え方で、他の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:39	ものも見てっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。 で、あれば、どうぞ。
1:28:49	北海道ハヤシです街コン当然他のような他の用語でもそういうことがないかという意味と、この安全保護回路だったり安全保護系という言葉 を、他条文で使ってる箇所もあるっていう観点両方の観点できちんと共有、横流し、水平で共有したいと思います。
1:29:06	はい。規制庁秋本です。何となく用語の使い方で、何かこだわりがない んだったら、もう、
1:29:13	何ていうんすかね考え方決まってくるかなと思いますので、はい。よろ しくお願いしますと。ちょっと気になったのが比較表でど、別に何のペ ージでもいいんですけど多いが、
1:29:25	ちょっとリファレンスプラントという言葉があるじゃないですか。結 局、もうもはや今やってることって、女川もう別にリファレンスプラ ントなわけで、
1:29:37	何か違いって、
1:29:39	あるんでしょうかっていう、確認だけなんですけど。
1:29:47	北海道力のハヤシです。衛藤。
1:29:50	現実。
1:29:52	実際やってることとしては大井さんも女川さんも両方しっかり確認させ てもらって、必要な情報が書き込んでいるというところで、そういった ような違いはないんですけども例えば24条の場合でいくと、
1:30:04	資料構成自体が、まとめ資料のですね資料構成自体が大井さんと翁長さ んでそもそもちょっと違う構成になってるときに、まずベースとしてど ちらをベースにし作り込んでいくかという時にはリファレンスプラント である大井さんの方をまずベースにしているといったところでそういつ たときに、
1:30:20	どちらをベースにしているかという時には、リファレンスプラント側を 優先しているという違い、そこだけが違いになります。
1:30:28	規制庁アキモトです一応ちょっと、
1:30:31	それでいいのかどうかちょっとよくわからなかったんですけど、最新の審 査実績を踏まえてやっていただくっていう観点から、やっていこうって いうアノ社の方針からすれば、
1:30:45	何ていうんでしょう。
1:30:47	ベースが多いになるんですっていう考え方がまだ残っているのかわか りますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:54	ちょっとよくわからなくて、
1:30:57	何ていうんでしょうね、ちょっとそこが補ちょっとSAのときんきたときに、まだこの考え方が残っちゃって嫌だなと思って、何か、
1:31:08	それって、必ず必要な考え方なのかどうかはですね。
1:31:13	すんと統一されているのかどうかはちょっとわからなかったの、
1:31:21	どうしてもこういったリファレンスプラントっていう言い方を、区分けをして、使っていきたいっていうんだったら、妨げるものではないんですけれども、
1:31:33	基本ちょっとそこが何か、なんででしょうね。す最新の審査実績っていうところだけはぶれないようにしていただきたいというところです。
1:31:42	北海道電力の方ですここはあえてリファレンスじゃ今までいろいろ議論させていただきましたけれども、今回の構成違って、女川の方を先ほど全部色塗らないとかの話ありましたので、
1:31:54	それを明確に、こっちはメインは大井なんで、女川のところ全部色塗りって、
1:32:02	してしまうのもあれなんであえてリファレンスという形で、少し明示的には書いたんですけれども特に
1:32:08	こだわりはないと言ったらあれですけれども、こっちにしか合わせませんってことを言ってるわけではないので、そういう意味でリファレンスプラントづくりを今回は記載してみたっていうところはあるんですけれどもここは削除した上で、
1:32:20	先ほどの色塗りの範囲とかは、前段のところで記載させていただくように先ほど宮本さんとの話もありましたので、そういう形で、ここにφスタートで記載ぶりは、まずなくして、
1:32:33	た上で女川色塗りの最初の定義みたいところで、炉型の違いによって尾長塗ってませんみたいところを宣言させていただくことで、そこはある意味明示的にあわせるのかなというふうに考えて、
1:32:47	規制庁アキモトですわかりました。私からは以上です。
1:32:55	宮崎今の話一応、一応整理して言っておくとこの条文だけの話じゃないので、
1:33:01	我々の認識としては基本的には、最新のBWRプラントである、女川なり島根なりに、まず合わせに行きましょうと。
1:33:09	いけば、そこに行き、合わせに行った上で、明らかに炉型の違うものは、大飯の大飯のPWRの最新プラントに合わせた、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:19	記載にしましょうというところでこれが成り立ってるという認識を持っているので、どっちか取りアリプロストなんですかって、それは翁長成島でしょっていう。
1:33:31	話になるという認識を持ってますので、一応社内によく確認していただければと思います。北電からですけれども、ここ何回かの、
1:33:41	J BとS Aのヒアリング等しまして、ちょっと我々ちょっとその辺が少しぼやっとしたところありましたので、
1:33:48	ここはもうまずは最新プラントの中に合わせるとかはしに行く、ただ確かに下の方違うので胴に回せないようなものについては、それは最新のP Rの大井であるとか、
1:33:58	あとはその水ループホールの違いとかってどうしても言い方の方見なくちゃいけないものとかあって、それは言い方三つ、最新の大井も横目で見ながら合わせていくっていうな形で、
1:34:09	社内でその辺に意思を統一した上で、ただその綺麗にこう流れ合わせるかというとなかなかやはりちょっと形違うってのはやはり結構大きな相違だと思っんですよね。なんだけれどもまず女川をしっかりと見に行くっていうのはやっぱり最新の知見っていうその知見のとらえ方を我々は少しちょっと浅かったっていうのが、
1:34:24	ここ3回でよくわかりましたのでその辺ちょっとしっかり調整していきたいと思います。ちょっと時間かかるところもありますけれども、できたところから、しっかりヒアリングを受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。
1:34:37	お願いします私は以上です。はい。
1:34:41	規制庁側から他、よろしいでしょうか。
1:34:47	規制庁の天野ですけど2点ありまして一つは余用語の関係なんですけれども、
1:34:54	今は各条文ごとにまとめ資料の形で、
1:34:59	確認してますけどこれ最終的には、
1:35:03	申請書の形で書かれると思うんですけども、
1:35:08	そうなると、これ
1:35:12	法令に基づく手続きになりますので、
1:35:16	今、御社の
1:35:18	代表者からの一つの申請書の中で、
1:35:23	条文ごとに用語が違うとなると、これは別の設備なり、
1:35:29	別のものを指すという解釈になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:33	なので、そうするとその基準適合性にも影響する話なので、
1:35:38	よく、
1:35:39	社内で
1:35:41	用語についてはですね、気をつけていただく必要があるのかなと。
1:35:46	というのが1点と、
1:35:47	あと、ちょっとやりとりの中でありましたけど、
1:35:51	社内でチェックはされてるといふふうにお聞きしてますけど。
1:35:57	ちょっと
1:35:58	チェックが横並びですね特に意味がされてないのかなということで、
1:36:04	そこをですね、申請書が結局、代表者として、一つの申請書の形で最終的には出てくるということになると、今の段階から、
1:36:17	社内の方針をきちっと、
1:36:20	固めていただいて徹底していただく必要があると。
1:36:23	いふふうに思ってます。
1:36:26	その点、2点、いかがでしょうか。
1:36:31	はい。北海道電力の石川でございます。2点お話いただきました用語の使い方につきまして
1:36:37	最終的な申請への段になると、やはりそういう一つの申請書の中で、同じものを指すのに別な
1:36:45	言葉を使うってことになると、やっぱり問題になるということをご指摘と受けとめました。その辺、用語の統一、用語集というのは、
1:36:53	今作ってますけれどもさらにその辺、実ブラッシュアップしつつですねしっかり対応していきたいと思います。あともう1点社内のチェック特に横並びのチェックについて、社内ですっきりしなさいというご指摘かと受けとめました。
1:37:06	その辺につきましても、今後しっかり対応していきたいというふう存じます。
1:37:12	規制庁野村です。単に横並びのチェックだけでなく、
1:37:17	例えば事務局に聞くと、
1:37:20	全部こういう方針でやろうと、個別にご担当の話を聞くと、
1:37:27	何かそっちの方向等わかってなくて、個別に動いてるような状況にも見受けられますと。
1:37:34	いふのは1人に
1:37:36	方針が徹底されてないということかなとそういう趣旨です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:43	はい。北海道電力の石川です。意思統一取れた方針に基づいてしっかり対応して参ります。
1:37:54	規制庁オオツカです。それでは北海道電力の方から他に何かコメント等ありますかでしょうか。
1:38:01	はい。
1:38:03	北海道電力石川です。本店、それから発電所の方から何か確認事項等ありますか。
1:38:15	本店から確認事項はございません。はい。
1:38:19	はい。店長から特にございません。はい。
1:38:23	はい。
1:38:23	土佐。さっき冒頭こちらからのご説明の最初の方にね、既許可の範囲の比較の範囲についてってちょっとご相談めいたことがあったと思うんだけど、それは答えはいただいたということ言えば、
1:38:37	企画局許可範囲についても、図面についても全部、
1:38:42	比較するかどうかっていう話については、
1:38:45	飯野が出た。はい。
1:38:49	規制庁宮です。
1:38:51	ちょっと1回確認して、やりますちょっと今今日いただいた話なので今どこっていうよりちょっと今のその女川なりBWRの書き方を少し確認してから、
1:39:03	回答したいと思いますとはいえできる範囲で、やっぱり最初、最適化を図った方がいいと思ってるのでできるのであれば、十分してもらった方がいいと思いますんで、
1:39:14	よろしくをお願いします。技術的な有効性とか必要性とか当然やらせていただきますし、あと審査の効率的な進め方に寄与するものであれば、させていたくんですけれども、なかなかそうでないんじゃないかなと思うようなところ。
1:39:27	についてもですね、どうするかということは相談させていただきたいなと思ってますんでよろしくお願いたしますはいわかりました。ちょっとその辺はちょっと確認しながら進めたいと思いますはい。
1:39:38	北海道電力からは以上でございます。
1:39:41	規制庁大塚です。それでは本日のヒアリングはこれで終わりたいと思います今日幾つかコメントをして、修正箇所あるかと思しますので、修正ができ次第また提出をお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:55	それではこれでヒアリングの方を終わります。ありがとうございました。
---------	-----------------------------------

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。